

判決年月日	平成25年9月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10373号		
○ 発明の名称を「半導体装置および液晶モジュール」とする特許に対する無効審判請求につき、特許を無効とする旨の審決がなされたのに対し、バリア層の溶出によるマイグレーションの発生を抑制するという予測し得ない効果を奏するとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

原告は、発明の名称を「半導体装置および液晶モジュール」とする特許（本件特許）の特許権者である。本件は、本件特許につき無効審判請求がなされ、本件特許を無効とする旨の審決がなされたため、原告がその取消しを求めた事案である。

審決は、本件発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであると判断した。

原告は、取消事由として、判断遺脱又は理由不備と容易想到性の判断の誤りを主張した。

本判決は、本件発明1の効果について、「原出願日（本件の分割出願の基となっている出願の出願日）当時、当業者において、半導体キャリア用フィルムにおいて、端子間の絶縁抵抗を維持するため、マイグレーションの発生を抑制する必要があると考えられていたこと、マイグレーションの発生を抑制するため、吸湿防止のための樹脂コーティングを行ったり、水に難溶な不動態皮膜を形成したり、半導体キャリア用フィルムを高温高湿下におかないようにしたりする方法が採られていたことは認められる。しかし、原出願日当時、本件発明1のように、ニッケルクロム合金からなるバリア層におけるクロム含有率を調整することにより、バリア層の表面抵抗率・体積抵抗率を向上させ、また、バリア層の表面電位を標準電位に近くすることによって、マイグレーションの発生を抑制することについて記載した刊行物、又はこれを示唆した刊行物は存在しない。そうすると、甲2文献に接した当業者は、原出願日当時の技術水準に基づき、引用発明において本件発明1に係る構成を採用することにより、バリア層の溶出によるマイグレーションの発生を抑制する効果を奏することは、予測し得なかったというべきである。」と判断して、本件発明1の容易想到性についての審決の判断には誤りがあるとし、本件発明2ないし6の容易想到性の判断にも同様に誤りがあるとして、審決を取り消した。